

明治初期の神葬祭政策と民衆の動向

小笠原 弘道

はじめに

明治新政府は、維新に際し、王政復古・祭政一致をかかげ、神祇官を復興し（全国の神社及び神職を管掌）、神道を国家の宗教とすること（神道国教化）を目論んだ。そのために、まず行おうとしたのが神仏分離である。政府はこの神仏分離を遂行するための政策の一つとして、葬儀のあり方をそれまでの仏葬から神葬⁽¹⁾に変える、ということを考えていた。それは、慶應四年（一八六八）閏四月十九日神祇事務局達により神職に対する神葬祭⁽²⁾を命じていることや明治二年（一八六九）七月、神祇官首脳が神葬土地の確保、政府公認の神葬祭式を作成する旨を明らかにしていることなどから理解できるのである。

しかし、実際、公的に一般の民衆に対し神葬祭を奨励するのは、明治五年（一八七二）六月二十八日の太政官布告を示したときから（といつても、その内容は、葬儀の執行は神官・僧侶に義務づける、というもので、ここでは仏葬をも認めているのである）で、それまでは、藩や県からの神葬祭に関する願や伺（もつとも早い例は、

慶應四年（一八六八）六月十八日の香春藩など十の藩からの⁽⁴⁾伺を受け、そのつど許可や指令を行い、積極的に改式を奨励したり強制する態度はとらなかつた（ある意味では、地方行政に委ねていた）のである。では、なぜ、神葬祭を標榜しながらも、明治政府は積極的に対応しなかつたのだろうか。

ここでは、一地方（松本藩）で行われた神葬祭推進運動（以下、神葬祭運動と略称）の事例をとり上げ、どのような目的により神葬祭が実行されていたのか、その展開過程を概観しつつ、明治政府の神葬祭政策の実態に迫つてみようと思う。そして、近世から近代という、いわば、時代の転換期における宗教政策（神葬祭政策）を通して、仏教が民衆に果たしてきた機能はいかなるものであったのかということについて検討し、さらに、明治政府の神葬祭政策の意義について考えてみたい。

一、神仏分離令とは

政府は、慶應四年（一八六八）三月十七日と同年三月二十八日に「神祇事務局達」と「太政官布告」をそれぞれ発しているが（【史料I】⁽⁵⁾、【史料II】⁽⁶⁾）、これらが、いわゆる神仏分離令と称するものである（これ以降も神仏分離関係の達や布告は数多く発せられているが、それらの基本となる法令とされる）。

【史料I】

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別當或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ、可申出候、仍テ此段可相心得候事、

但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、当今ノ

処、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事、

右ノ通相心得、致復飾候面面ハ、当局へ届出可申者也、

【史料Ⅱ】

一、中古以来、某權現或ハ牛頭天王之類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早早可申出候事、

但勅祭之神社 御宸翰 勅願等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其余之社ハ、裁判、鎮台、領主、支配頭等ヘ可出候事、

一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以來相改可申候事、

附、本地抔ト唱ヘ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、

右之通被仰出候事、

まず、【史料Ⅰ】では、「このたび打ち出した王政復古というのは、悪しき習慣を一掃することにある。すなわち、全國の大小の寺院において、僧侶の姿のままで別当あるいは社僧などと名乗り、神社の儀式を執行しているものに對しては復飾（還俗）を仰せつける。もし、復飾がどうしてもできなければ神祇局まで申し出なさい。ただし、別當社僧が復飾した場合は、もちろん僧位僧官は返上してもらう。なお、神職の官位については追つて沙汰するので、それまで淨衣（白衣）にて執務に当たるように。」ということを述べ、【史料Ⅱ】は、「一、古來より、何々權現・牛頭天王などと呼ばれている神社、あるいは仏教的な言葉を神号に用いている神社は少くない。い

ずれもその神社の由緒を詳細に記述し早々に届け出るよう。ただし、天皇が勅使を出す神社、宸翰（天皇直筆の文書）や勅額のある神社は申し出なさい。他とは格別の配慮があるだろう。一、仏像をご神体としている神社はこれ以降ご神体を改めること。附、「本地」などと云つて仏像を社の前に掲げたり、鰐口、梵鐘など仏具の類がある場合は早々に取り除きなさい。」という内容になつてゐる（いわば、神職兼帶の僧侶（別当・社僧）の還俗命令と、神社からの仏教的要素の徹底排除命令）。つまり、明治政府のいうところの神仏分離とは、政治権力により仏教を神道から引き離し、国家的宗教を仏教から神道へと切り替えるというものであつたといえよう。

これにより、国学や儒学の影響を受けた地方の役人や神職たちの間では一気に仏教排撃の気運が高まり、廢仏毀釈が全国的に展開するのである。具体的には、寺院の諸堂の破壊、仏像・仏具・經典などの破棄・焼却、寺院からの僧侶追放や還俗の強要などであつた。⁽⁷⁾ また、逆に僧侶側から時勢に便乗して自主的に（？）還俗したものも多かつたようで、明治元年（一八六八）九月十八日、政府はみだりに復飾（還俗）することを禁じてゐる（圭室文雄氏によれば、特筆すべきは興福寺の僧侶で、「明治元年を境に、この大寺院（※興福寺のこと）から僧侶が全員になくなつたのである。神仏分離・廢仏毀釈の動向をいち早く察知した僧侶たちは、先見の明があつてのことかどうかさだかではないがいざれも還俗し、神主に職がえしたのである。日本広しといえども、これだけ由緒ある大寺の僧侶が全員転職した例はほかになさそうである。そしてその僧侶たちは全員これまた春日大社の神官になつた」ということである）。

以上のように、神仏分離政策により、地方行政の役人や神職たちを中心とする廢仏毀釈運動が激しく展開し、仏教側にしてみれば、きわめて厳しい状況を強いられ（寺院や仏像の破壊や焼却、寺からの僧侶追放など）、中には還俗する者が現れるなど大きな動搖がみられたのである。

二、神葬祭運動の目的

さて、このような状況の中、松本藩では藩の政策により神葬祭運動を展開しているわけであるが、まず、いつごろ、どのような目的ではじめられたのかについてみてみたい。

【史料Ⅲ】

願書

微臣光則、菲才薄徳ノ身ヲ以テ、乏ラ松本藩知事ニ承ケ、寵遇優渥、日夜勉励仕候得共、管内之儀ハ僻在之地ニシテ、民心頑固、加之仏教侵淫、狡猾黠衲、每ニ志ヲ得ル民ヲ震撼セシメ、許多ノ財宝ヲ獲取シ、大此道ノ榛蕪ヲナシ、何分皇國固有ノ大義ヲ妨凝シ、敬神ノ典ハ至急ニハ行ヒ難ク、実ニ憂慮之至リニ付、臣身ヲ以テ引率シテ士庶人ニ至ル迄、仏教ノ信スルニ足ラス、祭政維一ナル我皇國不易ノ大典万国ニ独立スル御趣旨浹洽仕セ度目的ニ有之候間、最初臣一家ヲ始、神葬祭ニ仕、当藩士族卒志願次第承届、遂ニハ管内悉ク神葬祭ニ相改サセ度奉存候、附テハ臣カ菩提所当藩松本町曹洞宗全久院、同埋橋村同宗前山寺儀旦家一同神葬出願承届上ハ、無旦地ニ相成、有名無実ニシテ、無益ノ贅物ニ付、廢却仕、住僧生活相立候迄、臣家禄ノ内ヨリ給助仕、両寺共学校等ニ相改メ度、其他管内寺院無旦無住ノ贅物ハ、同様廢却仕度、此段奉伏願候、恐惶謹言、

明治三年庚午八月

弁官御中

松本藩知事

【史料三⁽¹⁰⁾】は、明治三年（一八七〇）八月、松本藩知事戸田光則が政府の弁官（太政官内の庶務を処理する要職）に提出した神葬祭実施の伺書（願書）であるが、だいたい次のようなことが述べられている。

（1）この地の民衆は頑固な気質だが、それにもまして仏教、つまり僧侶たちの品行が乱れている。僧侶はするがしこく、人々から多くの財宝をかすめ取り、民衆を震え上がらせている。

（2）仏教が「皇國固有ノ大義」を妨害しているため、民衆に神を敬う心を持たせることは非常に難しく、実際に憂慮すべきことである。このことから、この国家において仏教を信仰することは全く無意味であると判断する。

（3）そこで、まず手はじめに戸田家一族をこれまでの仏教による葬儀から神葬祭に変える。そして、おいおい藩の士族たちが志願してきたならば受け入れ、最終的には藩内すべての者が悉く神葬祭に改めさせることを願う。

（4）戸田家の菩提寺である曹洞宗全久院（松本町）と同宗前山寺（埋橋村）では、檀家の者すべてが神葬祭に改式したいと願い出た。この結果、二寺とも檀家がなくなり、寺は有名無実で無益な贅物となつた。そこでこれらを廃寺としたい（もちろん、住職の生活については私の家禄の中から保証する）。そしてこれらの寺は学校などに利用したい。

（5）藩内のこのような無檀無住の寺院についても、同様の処置、すなわち、廃寺にすることを望む。これらによれば、まず、仏教（寺院及び僧侶）は不必要的ものであるということを指摘し、藩内すべての者を仏葬から神葬祭に改め、その菩提寺から檀家をなくしてしまつ。そして、その無檀無住の寺については有名無実であることから廃寺にし、そこを学校などに利用したいがいかがでしようか、といった趣旨が述べられている。

換言すれば、神葬祭による寺院整理の方針（廢寺廢仏政策）を述べているのである。ちなみに、藩知事の戸田光則（明治二年（一八六九）六月の版籍奉還ののち、知事に就任）は、もともと水戸学派に属し、朱子学を信奉していたといわれる⁽¹⁾。この伺書も敬神廢仏の立場が色濃く反映されている。

ところで、この伺書に対し政府は、「故障之筋無之候ハゞ、不苦候事」と、藩内で支障がなければという条件を付けてはいるものの、ほとんど藩政に一任、という姿勢を示しているのである。つまり、先にも述べたとおり、政府は自ら神葬祭奨励の意思があつたにもかかわらず、藩や県の政策（神葬祭の奨励等）に指示をしたり、注文をしたりせず、（藩からの）申し出に対しただけ回答するのみ、という、いわば消極的ともいえる態度で望んでいたようであるが、これはいかなる理由によるものなのだろうか（たしかに、このころは藩、府、県という地方行政区分が存在し、それぞの行政にその統治は委ねられていたため（府藩県三治制）、政府の政策が十分反映されなかつたのも事実であるが）。

これについて阪本是丸氏⁽¹³⁾は、次のように述べる。

従前の戸籍把握に大きな機能・役割を果たしていた宗門人別帳を廃して、新たな戸籍作成に着手するにはいまだ時期尚早であり、新戸籍法の制定までは宗門人別帳の存在が必要と思慮されたことに大きな原因がある。神祇事務局がいうように、産土神社を寺院の代りとして氏子人員帳の作成に関与させるにしても、神社そのものの整理が進まない限り実現は不可能であった。（中略）次に考えられるのがキリストン・邪宗防禦の観点であろう。周知のように、宗門改・寺請制は本来キリストン蔓延防止を主目的としてもうけられたものであり、寺院・僧侶がキリストン宗徒の増大防止、改宗に果たした役割はすこぶる大きい。維新政府も徳川幕府と同じく、キリストンを邪宗視し、その国内蔓延を厳しく警戒して従前通りのキリストン禁止策を踏

襲した。ことキリスト教制禁の方針からするならば、檀那寺・檀家制度はやはりもつとも効果的な“防禦制度”であることに変わりはなかった。

つまり、これによれば、明治政府は、（神葬祭を実行するためには）寺院の重要な機能（戸籍の把握とキリスト教対策）を政府の手により実施することがまずは先決条件で、それから神葬祭奨励を、と考えていたとみられるのである。とすれば、それらの体制が整うまでは、明治政府は各地方自治に神葬祭運動を委ねる形を取りながら、その状況を確認していくといった態度で臨んでいこうとしたのだろうか。

いずれにせよ、この弁官の回答により松本藩では神葬祭運動を開始するのである。

三、神葬祭運動に対する民衆の動向

さて、藩は、政府からの回答を得ると、明治四年（一八七一）の初めから神葬祭運動を大々的に展開する。

まず、藩庁内に改典掛（宗教統制を行う部署）を設け、神葬祭奨励（寺院整理）専門の役人を配属した（この役人たちもほとんどが水戸学派に属している）。そして、藩士（家老、用人、番頭をはじめ徒士、足輕に至るまで）、町方役人すべて神葬祭に改めさせてるのである。

【史料IV】

奉願口上之覚

方今御一新之御趣旨ニ基キ、神葬祭ニ仕度、此段御許容被成下置候様宣布被仰上可被下候、以上、

明治四年辛未二月

ついで、藩の役人を各村々に派遣し、村役人に対する村民を集めさせ、そこで廃仏の必要と神葬祭を奨励を説諭し、神葬祭への改式を促したのである。そして、【史料IV】⁽¹⁴⁾のような書式によつて神葬祭改式の出願を行わせていたのである。

ところで、ここで注目したいのは、この神葬祭運動は、もともと藩独自の政策により推進していたにもかかわらず、藩があらかじめ用意した出願書には「御一新之御趣旨」、つまり、明治政府の方針で、と述べ立てていることである。これについて、安丸良夫氏は、「廢仏毀釈のような強引な政策は、地域の権力の意思だけでは容易に実施しえず、廢仏毀釈は朝廷の意思だと、全国でおこなわれている（やがておこなわれる）などと強調することで、はじめて実現可能になった。地域の藩・県の権力と新政府とのあいだに、今日からみれば明瞭な方針の相違があつたが、地域の権力は、民衆にむかっては朝廷の意思だといい、政府にむかっては領民の意思によつて神葬祭をおこなうのだ、などとのべて、その間のズレを弥縫した。」とされる。つまり、藩は、独自の政策として神葬祭運動を行つたわけであるが、それをスムーズに展開させるため、民衆に対し「政府の意向」という、いわば錦の御旗を掲げ、説諭を行つたということである。

ちなみに、この役人の巡回説諭の様子について、浄土宗松本門中総代正覺院は、明治四年（一八七一）三月、増上寺にあてて次のよつた報告をしている。⁽¹⁵⁾

昨年の冬以来、領内の民衆に対して、神葬祭を勧め、志の有無にかかわらず強制的に神葬祭出願の書類を提出

させている。ついで道端やあるいは樹木の中の石仏などに、神仏混淆の文字があれば、残らず取捨てるようと命令し、そのため穴を掘つて石仏を埋めたり、あるいは道に引倒したりしている。またそれぞれの家にある仏壇や祖先の位牌などは焼捨てたり、川に流させたりしている。きわめて遺憾のことである。

これは、寺院側の報告であるため、藩に対し批判的に記述したものと思われるが、いずれにしても、この神葬祭運動は、明治政府の威を借りて、しかもかなり強引に行われていたことが窺い知れるのである。
しかし、村民からの出願は藩の思うようには進まなかつたようで、明治四年二月十四日、藩では再度各村々に神葬祭出願書の提出を促している（【史料V】⁽¹⁷⁾）。

【史料V】

其村々ヨリ先達テ届在之候御政体ヲ不弁、有名無実ノ仏説ノミヲ信シ居候哉、于今神葬祭不願出段、無謂事ニ候、篤ト及説論ニ、彌勝手ヲ構ヘ御趣意ニ基サルモノアラハ、其者ヨリ心得書請取、来ル十七日第八時迄ニ、無遲延急度可差出者也、

明治四年末二月十四日

松本藩庁

これによれば、「国家の方針（実際は藩の方針）」はまったく見向きもせず、ひたすら仏教のみを信じているものが多いと聞く。それ故、いまだに神葬祭願が出されていないというのは言語道断である。村役人は熱心に説論を行い、それでも政府の姿勢（これも藩の意志）に従わないものがあれば心得書を受け取り、十七日の八時まで

に提出すること。」としている。

しかし、これでも藩の命令に背く者がかなりいたようで、三たび布達を発している（史料VI⁽¹⁸⁾）。

【史料VI】

神葬祭之儀未タ改正無之者ハ、村役人ノ場ニテ教諭致、急速願書差出シ候様可致、若彼是等閑ニ致シ候歟、又ハ菩提寺等ヘ遠慮致シ居候テハ、甚不宜布候間、此段篤ト為申聞、万一教諭聞入不申者ハ、来ル廿九日マニ二名前相認、当役所ヘ可差出候様相達候事、

明治四年辛未二月二十七日

松本藩厅

明治初期の神葬祭政策と民衆の動向

そして、こんどは、「届け出未提出の者の名前を挙げよ。」と、ほとんど脅しに近いような命令を下しているのである（これほどまでに強引な運動を展開しなければならない理由はどこにあつたのだろうか。論者自身はこの点については十分な考証をしていないため論証はできないが、たとえば宮地正人氏は、「当時の政治思想を考える時、多くの藩がこの運動に力を入れた背景には、士族授産と士族帰農のため、社寺地、とりわけ無檀無住の寺院地を入手しようとする現実的狙いがあった。」とし、壬生県（現在の栃木県壬生町等）の例を上げ、県内に仏葬から神葬祭に改めるよう働きかけたのも「単なる仏教抑圧策ではなく、民衆の離檀を促し、ひいては寺院地を確保しようとの狙いを背後に有していたごとくである。」としている。つまり、旧藩士などの生活基盤のために社寺地を確保することが神葬祭政策を行う目的だったとする（前述の通り、松本藩では学校などに利用する、とされているが具体策は述べられていない）。が、このことを論証するためには、さらに他の藩や県の状況も確認す

る必要があるだろう)。

結局、このような執拗ともいえる藩の動きにより、神葬祭願は順次提出されていき、寺院整理も進められていったということである。

ところで、これら一連の流れからもわかるように、(藩による神葬祭運動に対し) 民衆は激しい抵抗を示し、神葬祭をなかなか受け入れようとはしなかった(たとえば、『松本藩廃仏事件調査報告⁽²⁰⁾』によれば、藩の役人の岩崎某は、各村で神葬祭奨励を説諭する際、強烈な仏教非難を行っていたため、村民から危害が加えられそうになり、かろうじて逃げ帰つたということが数回あつた、ということである) わけであるが、これはどのような理由からと考えられるだろうか。

圭室文雄氏⁽²¹⁾は、このことについて、「急に神葬祭に改めるということは、藩主が考えるほど生やさしいものではなかつた。これまでの長い間に、民衆の信仰の中にあるいは生活の中に、仏葬祭は定着してしまつていたからである。」と述べ、さらに「寺院が村落内に持つてゐる政治的・経済的な影響力、あるいは仏教行事そのものが民間習俗化し年中行事として生活に入りこんでいることなどを考えると、そう簡単に仏葬祭を断ち切つてしまふことはできなかつたようである。(中略) 松本藩の役人たちが、このような信仰の実態を充分にとらえきれずに、教条主義的に廢仏敬神に傾斜していった点、民衆とのずれがますます生ずることになつたといえよう。」としている。さらに、安丸良夫氏⁽²²⁾によれば「民衆が仏教信仰を受容するようになった民俗信仰の根柢は(中略) 仏教と祖靈祭祀の結びつきで、これを集約的に表現するのが仏壇の成立である。仏壇は、寺請制・寺檀制と小農民經營の一般的成立とを背景として、近世前期にはどの家にも祀られるようになつていった。」ということである(ただし、この仏教と祖靈祭祀の関係は、必ずしも幕藩体制の宗教政策(いわば政治権力)により定着したのではなく

く、むしろそれ以前から存在していたと考えられる。⁽²³⁾

ともあれ、これらのことを考え合わせると、たとえ社会体制や政治のあり方が変わらうとも、民衆にとつて祖先崇拜（家）は仏教でおこなうもの、という意識はすでに（生活の慣習として）定着していたのであり、それゆえ、（神葬祭を）なかなか受け入れようとしたのは、いわば、それまでの生活習慣化した祖靈祭祀とは「全く異質なものが国家の名において押しつけられてきた」⁽²⁴⁾ことへの反発だつたと考えられるのではなかろうか。

四、明治政府の政策転換

ところで、政府は、このような廢仏運動（神葬祭運動）に対する民衆の“思いもよらぬ”反発に、どのように対応したのだろうか。

たとえば、明治四年（一八七一）五月、政府は、富山藩に対して、「先般於其藩、各宗之寺院及合併候に付ては、頗る下情怨屈之趣相聞へ、不都合之事に付、更穩當之処置方取調可伺出候事」（先ごろ富山藩で行つた各宗派の寺院合併の事について、下々から批判が起つてゐるよう聞いてゐる。これは非常に都合が悪い。どうにか穩當に処置するよう検討し、連絡をするよう申しつける。）といつた通達を発している。⁽²⁵⁾

それまで、政府は、地方の廢仏政策に対しては消極的な態度（積極的な奨励はせず、地方行政の政策の追認）で臨んでいたが、ここでは富山藩に対し、廢仏政策（廢寺合併政策）の撤回を要求するという毅然とした姿勢を示しているのである。

このことは、政府が、地方行政による廢仏政策が政府の意向によるものであると民衆に認識され、政府批判の気運と結びつくことを危惧したために執つた措置、と考えるよりも、（民衆の中では、とくに「祖靈祭祀は、仏

教により行うもの」という考えが一般的であつたことから）神道一辺倒の神道国教化政策には無理があり、見直さざるを得ないという決断に至つたための措置と考えられるのではないか（安丸氏は、「（富山藩における廃仏政策は）地域の民衆から指示されるような性格のものではなく、真宗を中心とする地域の僧侶と民衆の粘り強い反対運動を軸として、結局は政府に宗教政策の転換を迫ることになった」と述べている）。

つまり、政府は、宗教政策について、はじめ、キリスト教対策としてそれまでの仏教の寺院的機能（宗門改・寺檀制）を利用しながら、神葬祭を民衆に広めていくことによつて、いすれば神葬祭のみにしていく（仏教の機能をそのままそつくり神道に移行する）という青写真を描いていたと思われる（阪本氏⁽²⁵⁾によれば、政府は「一家の祖先は仏ではなく、神であるということを人民に観念させれば、家の祖先＝神は、産土神から伊勢神宮という神々の体系に直結することになる。」という見通しを持つていたが、結局、「崇祖の実態は依然として仏教的色彩が濃く、祖先を神とするには至らなかつた。」ということである）。

しかし、（松本藩や富山藩の廃仏政策に対する民衆の反応を見てもわかるように）仏教と祖靈崇拜の結びつきの強さには、神道のはいる余地を見いだすことが難しく、仏葬から神葬祭に転換することはきわめて困難であるということを認識させられ、仏教に頼らざるを得なくなつたのではなかろうか。

さて、明治五年（一八七二）六月、葬儀執行を神葬祭仏葬ともに認める太政官布告が発せられるが、皮肉にも、廃仏毀釈により神葬祭を強いられた人々の仏葬への改式が続出したといわれる。これは、見方を変えれば、神道、仏教いずれかを選ぶ機会（信教の自由）がこの時点で認められたということで、人々は望む方を選択したという当然の帰結だったのかもしれない。

おわりに

承知の通り、近世において（江戸）幕府は、国家を統制するために寺請制などの宗教政策により、民衆を特定寺院の檀家として帰属することを義務化しているわけであるが、民衆にあまり反発されることではなく、ある意味、受け入れられていた。これは、明治政府が国家支配のために行なうとしていた神道国教化とは異なる結果であった。それはどうしてなのか。

江戸幕府は、國家統制を支障なく行うためには、民衆の心を確実に掌握しているもの、つまり、近世以前から信仰の対象として民衆に浸透し定着していた仏教（とくに家を中心とする祖靈祭祀）を利用することが、最も有効な手段であると考えたのである。

しかも、幕府は、民衆の信仰や祭祀に関しては、「支配の大枠に背かないかぎりでは、権力の直接的な関心事とはならなかつた」（⁽²⁸⁾幕府が政治体制を脅かすものとして関心事となっていたのは、信仰的内
容よりもカルト的であつたり、反体制的であつたりする人々の集団的行動）という姿勢であつたため、宗教的儀礼や信仰は比較的自由で多種多様に行なわれていたのである（人々の信仰は仏教ばかりではなく、村の鎮守や神仏習合的なものまで様々に展開していた）。

つまり、江戸幕府は、仏教を利用して、寺檀制度や本末制度といった国家統制の制度を作り、これにより民衆を支配するわけであるが、信仰や祭祀といった慣習化した精神生活についてはあまり立ち入ることなく、むしろ保証していたといえる。このことが、民衆からあまり抵抗を受けず、（宗教政策が）受け入れられた要因といえるのではないか。明治政府はこのようのことに対し、あまりに無理解だったのではないか。

強大な政治権力を持つてしても、あるいは、時代や社会状況が変わつても、長い時間をかけて人々の心に培われてきた宗教意識というのは、そう簡単には変えられるものではない。

(1) 註

江戸時代、幕府の宗教政策（寺請制など）により、民衆のほとんどは地域の寺院の檀家となり、仏教による葬儀を行なうことが義務化されていた（もともと、吉田家や白川家といった神祇道家や伊勢神宮などの諸大社、会津、水戸、岡山の各藩の神職などは近世の比較的早い時期から神道による独自の葬儀が認められ実際に行なっていたようである）。すなわち、一般的の神職もその例に違わず、寺院の檀徒となり仏教による葬儀を行なっていたのである。

ところが、安永二年（一七七三）、土浦藩（現在の茨城県）内の神職（神主・禰宣・宮司など）二十八名が連署により藩に神葬祭願を提出し、一般神職及びその身内の神葬祭による葬儀の許可を求める事件が発生したのである。藩はじめこれを拒否したが、結局、総本家である吉田家の免許状を所持する神職及びその嫡子に限る（妻や嫡子以外の子に関しては今まで通り寺院の檀徒）という条件付きではあるが、これを許可したのである（市村其三郎氏「神葬祭問題とその発展」『史学雑誌』第四一輯九号所収）。

これ以降、同様の（一般神職による）神葬祭許可申請が各地で行われ、許可を得ていたようで、文化二年（一八〇

五）の「神道宗門諸国類例書」（明治維新神仏分離史料、第五卷所収）によれば、神葬祭が実施されていた地域は、先に上げた伊勢神宮などの諸大社の他に、金沢（加賀）、新発田（越後）、松代（信濃）、都留（甲斐）、秩父（武藏）、多摩（武藏）、桑名（伊勢）、周防、長門、今治（伊予）など二十数カ所に及び、幕末期までには特定の地域に偏ることなく、全国的に広まつたということである。

この神葬祭許可運動が展開した最大の要因は、幕府のキリスト教禁止政策に基づく寺檀制度によって、神職もいざれかの寺院の檀家となることを強いられたことへの不満だった（『茲邪離放録』（明治維新神仏分離史料）第五卷所収）、辻善之助氏「神職の離檀問題について」（『日本仏教史研究』第四卷所収）。つまり、神職にしてみれば、本来は正当な宗教活動として神葬祭を行なっていたのに、國（幕府）の方針（キリスト教徒の防禦）で半ば強制的に寺檀制度に組み込まれ（たとえ神職であっても宗門人別帳に記載されることはなるため、身分的には百姓や町人と同じ位置づけとなる）、宗教者であるにもかかわらず、寺僧と同じように葬儀などの宗教活動が行えないという不満が神葬祭運動へと導いたということである（この寺檀制度と神職の

明治初期の神葬祭政策と民衆の動向

関係については、澤博勝氏（「近世後期の神道と仏教」）（近世の宗教組織と地域社会）所収が嘉永年間に浜松藩領有玉地域で起きた神葬祭運動の展開過程をもとに論究した研究成果がある。これによれば、「領主の民政改革などをきっかけに、自らの「身分」的不安定さを自覚した神職たちが、自らを村役人層の下に位置する一般の百姓身分の者とは異なる存在であることをより象徴的に示す手段として、村方の人別把握、すなわち「平民身分」から離れ、神職独自の葬祭方法である神葬祭を執行することで、地域では同じ宗教者として機能している寺僧同様の身分的安定を得るしようとした行為であったといえよう。」と述べられている。

- ところで、前述の通り、これらの神葬祭許可運動に対し、藩の寺社奉行所（幕府）は、吉田家の免許を取得していれば、離檀を認める、としたわけであるが、なぜこのような条件が必要だったのか。幕府は、以前より吉田家の諸社に対する支配権を公に認めていた（事実、全国の大半の神社をして、檀那寺から離脱する神職を（それまでの寺院に代わつて）、今度は、吉田家に管轄する役目を担つてもらおうと考えていたためと見られる。
- つまり、幕府にとって、この神葬祭許可運動は寺檀関係を揺るがすもの、引いては、幕藩体制そのものを崩壊させるものと捉えていた。そこで、そこはころびを最小限でく（2）阪本是丸氏「神葬祭の普及と火葬禁止問題」（国家神道形成過程の研究）所収）四二一頁
 （3）阪本氏前掲「神葬祭の普及と火葬禁止問題」四二三頁
 （4）村田安穂氏「神仏分離の地方的展開」二三五頁
 （5）阪本氏前掲「神葬祭の普及と火葬禁止問題」（改訂増補日本宗教制度史〈近代篇〉）三四一頁
 （6）「太政官第一百九十六」（改訂増補日本宗教制度史〈近代篇〉）三四一頁
 （7）村田氏前掲「神仏分離の地方的展開」一一頁
 （8）〔改訂増補日本宗教制度史〈近代篇〉〕一一頁
 （9）〔神仏分離〕（教育社歴史新書一二三）一六八頁
 （10）〔松本藩廢仏事件調査報告〕（明治維新神仏分離史料）第二卷所収）四五〇六頁
 （11）弧峰鳥石氏「松本藩の廢仏毀釈」（明治維新神仏分離史料）第一卷所収）六三三頁
 （12）〔松本藩廢仏事件調査報告〕（明治維新神仏分離史料）第二卷所収）六四六頁
 （13）阪本氏前掲「神葬祭の普及と火葬禁止問題」四二一（二頁）
 （14）〔松本藩廢仏事件調査報告〕（明治維新神仏分離史料）第一卷所収）六四六頁

止めようと、一般的の神職の檀家離脱を認めるかわりに、吉田家の管轄下においていたのである。いずれにせよ、江戸後期から幕末にかけて、神職の多くが神葬祭による葬儀を行うようになつていったということである。

- (15) 二卷所収) 六四七頁
 「神々の明治維新—神仏分離と廢仏毀釈—」(岩波新書) ○
- (16) 三) 一一五〇六頁
 圭室氏前掲「神仏分離」一四〇頁
- (17) (16) 「松本藩廢仏事件調査報告」「明治維新神仏分離史料」第一卷所収) 六五〇頁
 二卷所収) 六五〇頁
- (18) (17) 「松本藩廢仏事件調査報告」「明治維新神仏分離史料」第二卷所収) 六五〇頁
 「國家神道形成過程の問題点」「宗教と国家(日本近代思想大系5)」所収) 五六九頁
- (19) (18) 「國家神道形成過程の問題点」「宗教と国家(日本近代思想大系5)」所収) 五六九頁
 「富山藩廢寺史料」「明治維新神仏分離史料」第一卷所収) 八一〇〇一頁
- (20) (19) 「富山藩廢寺史料」「明治維新神仏分離史料」第一卷所収) 八一〇〇一頁
 安丸良夫氏「近代転換期における宗教と国家」「宗教と國家(日本近代思想大系5)」所収) 五一三頁
- (21) (20) 安丸氏前掲「神葬祭の普及と火葬禁止問題」四四七頁
 阪本氏前掲「神葬祭の普及と火葬禁止問題」四四七頁
- (22) (21) 安丸氏前掲「神々の明治維新—神仏分離と廢仏毀釈—」二七頁
 安丸氏前掲「神々の明治維新—神仏分離と廢仏毀釈—」二六頁
- (23) (22) 安丸氏前掲「神仏分離」一三五〇六頁
 圭室氏前掲「神仏分離」一三五〇六頁
- (24) (23) たとえば、竹田聰洲氏(「日本人の「家」と宗教(竹田聰洲著作集第六卷)」二二二頁)は、この仏教と祖靈崇拜の関係について、「家」と仏教との結合は古代にも中世にも成立したが、それらが自然発生的であったのに対し、近世の場合は、封建権力によって上から制圧的・尽頭的に強制されたところに時代的特徴があつた。つまり家(祖先崇拜)と仏教との通史的結合が、行政的に規制されて特殊・近代的な形で表れたというところに寺請檀家制の本質がある。
- (25) (24) その基盤その根拠は、キリストン禁教などの歴史的事件によつて作りだされるようなものではなく、それとは次元の異なる歴史的な底層にあるのであって、これはまた、禁教を要請した幕藩体制が消滅した明治以後の近代にも檀家制が存続した根拠でもあつた。」と述べている。
- (26) (25) 圭室氏前掲「神仏分離」一六頁
 安丸良夫氏「近代転換期における宗教と国家」「宗教と國家(日本近代思想大系5)」所収) 五一三頁
- (27) (26) 安丸氏前掲「神葬祭の普及と火葬禁止問題」四四七頁
 安丸氏前掲「神々の明治維新—神仏分離と廢仏毀釈—」二六頁
- (28) (27) 安丸氏前掲「神葬祭の普及と火葬禁止問題」四四七頁
 安丸氏前掲「神々の明治維新—神仏分離と廢仏毀釈—」二六頁